年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山形地方第三者委員会分

1.	今回	のあ	つせん	等	の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係 2件

山形厚生年金 事案 1359 (事案 1166 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和44年11月19日に、資格喪失日に係る記録を45年4月15日とし、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月19日から45年4月15日まで 今回の申立期間において、前回はB社に季節労働者として勤務していた として申し立てたが、実際にはA社に勤務しており、申立期間には同僚の 加入記録もあるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったこ とを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、B社で勤務したと主張していたところ、i)当該事業所で季節労働者として勤務していた者が「季節労働者は、厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と記憶していること、ii)当該事業所に係る申立期間当時の関係届書を全て保管しているとするC健康保険組合においても、申立人の加入記録を確認できないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成23年1月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間に勤務していたのは、前回申し立てたB社ではなくA社であったと主張しているところ、申立人の妻は申立期間に長女を出産した際、申立人とその父は同社で共に勤務していたことを記憶している上、季節労働者として同社に勤務した同僚は、申立期間当時、申立人を含む作業員と一緒に同社の宿泊施設で共同生活を営んでいたと記憶していることから、申立人が申立期間に季節労働者として同

社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人又は前述の同僚が申立期間に一緒に勤務したと記憶している申立人の父を含む同僚 13 人には、全員に申立期間当時の厚生年金保険被保険者記録が存在する上、申立期間当時の季節労働者のリーダーは、「申立期間に季節労働者として一緒に行った人は全員が厚生年金保険に加入したと思う。」旨供述している。

さらに、当該事業所の厚生年金保険被保険者原票によると、上記同僚以外にも、申立期間にのみ厚生年金保険被保険者記録が確認でき、申立人と同じ季節労働者だったと考えられる者が多数存在している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同じ作業員であった同僚の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、A社に係る健康保険の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所(当時)の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年11月から45年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

山形厚生年金 事案 1360

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 35 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和34年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月10日

A社から平成 19 年 8 月 10 日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除 されている。

しかし、事業所が賞与支払届の提出を失念したため当該賞与に係る厚生 年金保険の記録がないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与支給控除一覧表により、申立人は、35万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所(当時)に対する申立期間に係る賞与支払届の提出を失念し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

山形厚生年金 事案 1361

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 35 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和35年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月10日

A社から平成 19 年 8 月 10 日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除 されている。

しかし、事業所が賞与支払届の提出を失念したため当該賞与に係る厚生 年金保険の記録がないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与支給控除一覧表により、申立人は、35万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所(当時)に対する申立期間に係る賞与支払届の提出を失念し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

山形国民年金 事案 407

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月から61年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、市役所から未納である旨の連絡を受け、 私が納付したはずである。申立期間について未加入とされていることに納 得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄によれば、申立人は、昭和50年9月25日付けで強制加入から任意加入へ被保険者種別が変更となった後、57年7月1日付けで資格喪失している上、当該喪失日が記された欄には「申出喪失」のゴム印が押されており、A市では、当該押印は任意加入者本人から喪失の申出があった場合のみとしていることから、申立人は、同年7月頃に自身の申出に基づき国民年金の任意加入被保険者の資格を喪失したことが推認できる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、市役所から未納である旨の連絡を受け納付したはずと主張しているところ、オンライン記録によれば、申立人及びその夫は、申立期間直後の昭和 61 年度保険料を 62 年 3 月に遡って納付していることが確認できることから、申立人が記憶している申立期間の保険料納付は、当該納付である可能性も否定できない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付時期、納付場所及び納付金額についての記憶が定かではない上、戸籍の附票によれば、申立人は申立期間及びその前後を通じてA市以外に住所の異動が無いことから、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたこと

を示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山形国民年金 事案 408

第1 委員会の結論

申立人の平成9年1月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和52年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月から同年7月まで

申立期間の国民年金保険料は、両親が納付してくれたと思うので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人に代わって両親が加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたと主張しているが、申立人の母から聴取しても、保険料の納付時期及び納付金額についての記憶は定かではなく、当時の具体的な状況を確認することができない。

また、申立期間は平成9年1月以降の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成等、事務処理の機械化が進み、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性が少なくなっていることを考慮すると、申立期間について納付記録が失われた可能性は低いものと考えられる。

さらに、A市が保管する国民年金被保険者資格及び保険料納付記録(電算データ)から、申立人が申立期間の保険料を納付していた記録は確認できない上、オンラインシステムによる氏名検索によっても、申立人に別の基礎年金番号が付番された形跡は見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。